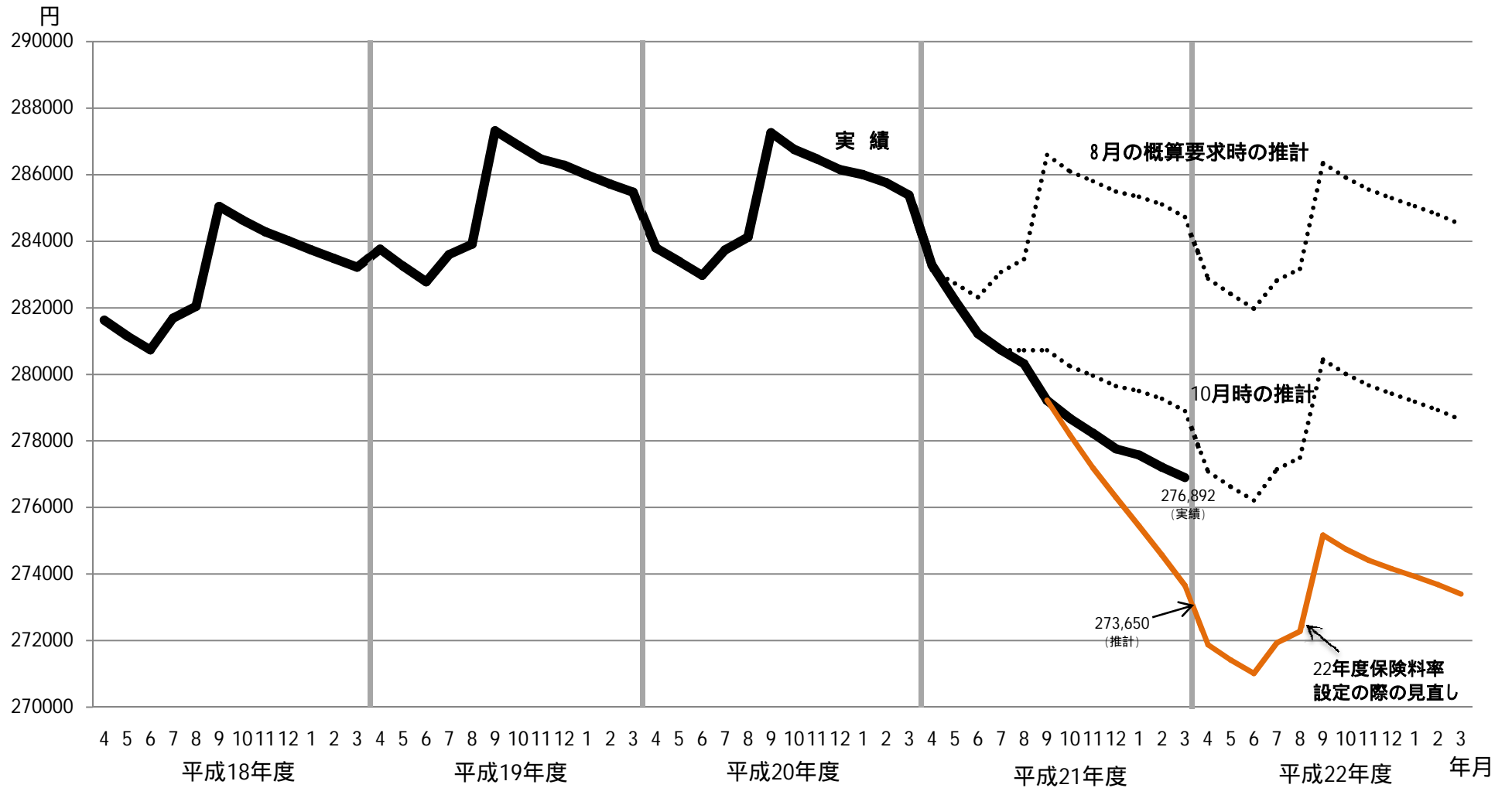


# 協会けんぽの運営にあたって

全国健康保険協会  
理事 貝谷 伸

## 被保険者一人当たり標準報酬月額の実績値と推計



被保険者一人当たり標準賞与額(21年4月～22年3月累計分)は、対前年同月比 11.0%

なお、標準賞与の額の集計方法は、21年3月に変更されていることから、対前年比較に当たっては、21年2月以前の統計を変更後の方法で再集計している。

## 協会けんぽの収支見込み(医療分)

(単位:億円)

		平成20年度 (決算ベース)	平成21年度	平成22年度 (政府予算案に基づく見込み)
収 入	保険料収入	62,013	59,600	66,300
	国庫補助等	9,093	9,700	10,500
	その他	251	600	200
	計	71,357	69,900	77,100
支 出	保険給付費	43,375	45,400	45,600
	老人保健拠出金	1,960	0	0
	前期高齢者納付金	9,449	11,000	12,100
	後期高齢者支援金	13,131	15,100	14,200
	退職者給付拠出金	4,467	2,700	2,000
	病床転換支援金	9	0	0
	その他	1,257	1,800	1,600
	計	73,647	75,900	75,600
単年度収支差		2,290	6,000	1,500
準備金残高		1,539	4,500	3,000

- (注) 1. 国の会計に準じた手法で作成したもの。  
 2. 標記は100億単位としており端数整理のため、計数が整合しない場合がある。  
 3. 「平成21年度」は年末の予算セット時における見込値である。

## 平成 22 年度の保険料率決定までのプロセス

	9月	10月	11月	12月	1月	2月
運営委員会	9/17(第10回) 概算要求を 基に試算  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">料率の見込 9.0%~9.1%</div>	10/19(第11回) 直近状況での見直し <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">料率の見込：9.5%</div>  10/26(第12回) 支部長との意見交換 <b>支部評議会の意見</b> (引上げ幅、変更時期、国庫補助率、制度見直し、中期見直し、激変緩和措置、評議会での議論等について)	11/10(第13回) 11/27(第14回) 各支部評議会からの 意見も踏まえ議論  11/27(第14回) 直近状況での見直し <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">料率の見込：9.9%</div>	12/9(第15回) <b>支部評議会の意見</b> (引上げ幅、国庫補助率、21年末の赤字の解消期間、変更時期、激変緩和措置等について)  12/25(第16回) 国の特例措置を 踏まえた議論	1/27(第17回) 平成22年度の保険料率 について了承 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">料率(全国平均)：9.34%</div>  <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">意見の申出 ~1/21 (支部長 理事長)</div>	
支部評議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 100%;">都道府県単位保険料率、支部事業計画及び予算等について審議</div>					
国への 要望等		10/5 国庫補助率の健保法本則 復帰など所要の制度改正 について大臣に要請	11/17 保険料率の見通し(9.9%)に ついて公表  国庫補助率の健保法本則 復帰など所要の制度改正 について大臣に再要請	12/15 保険局長に要請 ・国庫補助率の本則復帰 ・準備金赤字の複数年償還 ・激変緩和措置に係る調整 基礎率の変動幅抑制 ・激変緩和措置の期間延長		
国におけ る動き				12/23 国の特例措置について 公表  12/25 22年度政府予算案決定	1/27 平成22年度の保険料率の 激変緩和措置に係る告示 (10分の1.5)	2/12 改正法案の 国会提出 保険料率の 認可

## 支部評議会の運営について

### 健康保険法上の支部評議会の役割

#### 支部における業務の実施についての意見聴取

協会は、都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するため、支部ごとに評議会を設け、支部における業務の実施について、評議会の意見を聴く。(健保法第7条の21第1項)

#### 保険料率の変更についての意見聴取

支部長は、理事長から都道府県単位保険料率の変更についての意見を求められた場合又は、保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、支部評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、保険料率の変更について意見の申出を行う。(健保法第160条第6項及び第7項)

支部における業務の実施については、以下のような事項について議論されている。

- ・ 特定健診・特定保健指導を含めた健康づくり事業のあり方
- ・ ジェネリック医薬品の使用促進策の検討
- ・ レセプト点検業務の強化
- ・ 柔道整復、あん摩・はり・きゅう施術に関する適正利用のあり方
- ・ パイロット事業や、その他の支部独自事業(育児情報の提供など)

保険料率については、以下のように決まることから、本部、支部ともに、協会の判断で料率の水準を決められる範囲は限定的となっている。

支出：翌年度の高齢者医療制度への支援金等は直近の実績をもとに国が算出し、加入者への保険給付費は直近の実績を元に協会で算出する。業務の実施に必要な額(業務経費、一般管理費)は協会において見込む。  
収入：上記の支出見込み額から国庫補助額(保険給付費、高齢者医療制度への支援金等に国庫補助率(法定)を乗じたもの)を除いたものが、保険料所要見込み額となり、これを直近の実績をもとにした標準報酬・標準賞与の見込み額により除したものが保険料率の水準となる。

一方、国庫補助引上げ、激変緩和措置の内容や激変緩和措置の期間の延長、料率改定の時期などについては、支部の意見を集約したうえで、運営委員会で協会としての方針を審議し、協会意見として取りまとめて政府へ要望し、法案等に反映された。

医療保険制度の安定的運営を図るための  
国民健康保険法等の一部を改正する法律の概要  
(協会けんぽ関連事項)

- 1 一般保険料率の上限について、現行の「10%」から「12%」に変更する。〔健保法第160条〕  
国民健康保険料(税)の賦課限度額についても、国民健康保険施行令改正に基づき、4月より「59万円」から「63万円」に見直し。
- 2 解散により消滅した健康保険組合の権利を健保法第26条第4項により承継した場合であって、当該解散により消滅した健康保険組合の保険料等で未収のものに係るものがあるとき、協会は督促しなければならないこととし、健保法第180条第4項の滞納処分ができることとする。〔健保法第180条〕
- 3 都道府県間の保険料率の差が小さくなるような調整(激変緩和措置)を行う期限を、現行の「設立日から5年間(平成25年9月末まで)」から「平成30年3月末まで」に変更する。〔18年改正法附則第31条〕
- 4 (1) 平成22年度から24年度までの間、療養の給付等に対する国庫補助率について、現行の「13%」から「16.4%」に変更する。  
なお、本則上の国庫補助率16.4~20%とする規定(健保法第153条)は改正せず、当分の間13%とする規定(健保法附則第5条)の特例を新たに設け、平成22年度から24年度までの間は16.4%とする。〔健保法附則第5条の2〕
- 4 (2) 都道府県単位保険料率の算定に当たって、平成22年度から24年度までの間、毎事業年度における財政の均衡に係る特例を設ける。  
すなわち、平成22年度から24年度に限り、平成21年度末以降の負債額については、この期間内に償還することとし、前年度負債額のうち当該年度において償還する費用として保険料率に算定すべき負債額は、政令で定めることとする。〔健保法附則第8条の3〕
- 4 (3) 平成22年度から24年度までの間については、5年間の収支見通しに代え、協会は、平成24年度までの特例期間の収支見通しを毎年度作成し、公表する。〔健保法附則第8条の3〕
- 4 (4) 平成22年度から24年度までの間、後期高齢者支援金の算定の特例を設け、その1/3の部分について、現行の加入者数割から総報酬割に変更し、各保険者の負担能力に応じたものとする。〔高確法附則第13条の2等〕
- 4 (5) 協会に対する国庫補助率について、協会の財政状況、高齢者の医療費の負担の在り方についての検討の状況、国の財政状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、平成24年度までの間に検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講じる。

4 (1)と4 (4)は、平成22年7月1日から施行、それ以外は4月1日から施行。

略語の用例

健保法...健康保険法(大正11年法律第70号)

高確法...高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

18年改正法...健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)